

第 5 回専門委員会の指摘に対する対応について

1. 底層溶存酸素量の目標設定の検討について

1	<p>(資料 4 P.8) (7) 「再生産段階の貧酸素耐性評価値は、生息段階の貧酸素耐性評価値に 1mg/L を加えた値として推定する。<u>なお、今後、再生産段階の貧酸素耐性評価値が得られる場合には、その値を用いることが望ましい。</u>」と追記された部分について、新たな数値が得られた場合は採用すべきと考えるが、「望ましい」というのは、結局どのようにすることを考えているのか。新たな試験値が得られた場合にはそれを採用するという記載にすべきではないか。</p> <p>(鈴木委員)</p>	<p>以下の通り修正します。</p> <p>(修正前) なお、今後、再生産段階の貧酸素耐性評価値が得られる場合には、その値を用いることが望ましい。</p> <p>(修正後) なお、今後、再生産段階の貧酸素耐性評価値が得られる場合には、<u>基本的にその値を用いることが適当である。</u>」</p>
2	<p>(資料 4 P.11) ②の一つ目の○に「(自然的要因によるもの)」と記載があるが、航路等の人為的要因について記載がない。また、③には「自然的要因が明らかに底層の貧酸素化の原因となる場合」について留意すべきと記載があるが、航路等人為的要因によるものについてはどのように扱うのか。</p> <p>(福島委員、鈴木委員)</p>	<p>底層溶存酸素量の改善にあたっては、水質の改善を目指す水域のみならず周辺水域への影響を考慮する必要があることを踏まえ、一部分のみを類型指定外とすることは適当ではないと考えます。このため、基本的には水域全体を類型指定の対象とすることが適当と考えますが、測定地点の設定の際には、水生生物の保全・再生を図る範囲を適切に評価できる地点を設定する必要があると考えます。</p> <p>自然的要因が明らかに底層の貧酸素化の原因となる場合もあるため、その場合には十分留意することが必要と考えています。</p>

3	<p>(資料4 P.11)</p> <p>③「①及び②など・・・その際には<u>以下の点に留意する。</u>」とあるが、具体的にどうしたらよいか分かりにくい。</p> <p>(福島委員)</p>	<p>「底層溶存酸素量の目標値の類型指定の方向性」の記載を修正しました(報告案 P.11～12)。</p>
4	<p>(資料4 P.15 測定頻度)</p> <p>測定頻度について、原則として月1回の各日について4回の測定が実際に可能かという指摘に対する回答の一部として、自治体に対して準拠すべき原則的方法を示した通知のうち効率化に関する記載の「測定データが十分に蓄積された場合は、利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、1日の採水分析の頻度を減ずることができる。」ことが記載されているが、この通知の内容は、負荷源に関する採水のイメージであり、公共用水域に適用できるのか？</p> <p>測定方法は今後検討とするのは良いと思うが、これ自体は測定頻度を減ずることの根拠にはならない。</p> <p>(鈴木委員)</p>	<p>通知に記載されている「測定データが十分に蓄積された場合は、利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、1日の採水分析の頻度を減ずることができる。」という内容については、現時点で、測定頻度の増減の適否を論ずる根拠にはならず、今後の知見の蓄積とともに検討することが適切であると考えますので、以下の通り修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>「既存の環境基準と同様に、年間を通じ、原則として月1日以上、<u>各日について4回程度測定するが、当該水域において可能な限り底層溶存酸素量の年間最低値を把握できるように、底層溶存酸素量が低下する時期に測定回数を増やすこととする</u>ことも必要である。水生生物の生息の場を保全・再生するうえで重要な地点においては、可能であれば連続測定が望ましい。」</p> <p>↓</p> <p>(修正後)</p> <p>「既存の環境基準と同様に、年間を通じ、原則として月1日以上<u>測定することとし、底層溶存酸素量が低下する時期には測定回数を増やすことを考慮する</u>。また、<u>底層溶存酸素量の適切な日間平均値を把握するため、可能であれば複数回の測定や、水生生物の生息の場を保全・再生する上で重要な地点においては、連続測定を行うことが望ましい。</u>」</p>
5	<p>(資料4 P.15 評価方法)</p> <p>評価方法について、水域ごとの評価の案はあるのか？</p>	<p>今回は評価値について日間平均値を用いることまでを記載することとし、年間における値の評価および水域の評価については、今</p>

	<p>水域の評価についても記載する必要はないか？</p> <p>(福島委員、岡田委員長)</p>	<p>後類型指定の検討の際に検討していきますが、ご意見を踏まえ、「5. 底層溶存酸素量の監視及び評価方法 (3) 評価方法」に以下の記述を追加します。</p> <p><u>「なお、各水域での常時監視結果の評価については、保全対象種の利用水域は面的な広がりをもつこと、底層溶存酸素量は季節的な変化が大きいことなどを踏まえ、時間的、空間的な観点からの評価方法を国において今後検討する必要がある。」</u></p>
--	--	--

2. 沿岸透明度の目標設定の検討について

6	<p>(資料5 P.22)</p> <p>目標値の例として、それぞれ具体的な数値が記載されているのは誘導的ではないか？また、数値とともに、「望ましい」と記載されているので、こうしなければならないという印象を与えるので、考え方を示すべき。数字を出すことによりその根拠が問題にもなる。誤解の無いよう書きぶりを丁寧にするべき。</p> <p>(田中委員)</p>	<p>参考資料として事実を示すまでにとどめ、目標値の例の表は削除します。</p>
7	<p>(資料5 P.21)</p> <p>目標値(案)として、水生植物の保全の観点のものと、親水利用の保全の観点に記載されているが、水生植物の場合は、これだけの透明度がないと生息できないというものに対し、親水利用については、必ずしもその透明度が無くても利用は可能というものであり、並べること違和感を覚える。それぞれのベースが違うことがわ</p>	<p>違いが明確になるよう、項目立てを分けて記載します。</p>

	<p>かるように記載すべき。</p> <p>(西村委員、岡田委員長)</p>	
8	<p>(資料5 P.21)</p> <p>目標値(案)として、水生植物の保全の観点については、小数第2位を切り上げた値とすると記載されており、親水利用の保全の観点については、小数点第1位まで設定するとされているが、親水利用について、小数点第1位までとする意味はあるのか?</p> <p>(樽谷委員)</p>	<p>現在透明度に係る目標値等の設定が行われている例では、小数点第1位まで設定しているケースもありますが、必ず小数点第1位まで設定するというわけではなく、また上記7の記載に合わせて、目標値(案)の下部の記載は削除しました。</p>